

平成24年3月28日

愛知県教育委員会  
各市町村教育委員会 殿

愛知県学校薬剤師会  
会長 樋口 光司  
(印省略)

## 「くすり教育」に対する学校薬剤師の活用について（依頼）

新学習指導要領の完全施行を受けて2012年度の新学期を迎えるこの4月から、中学生の授業で「くすり教育」が義務化されます。中学3年生の保健体育で1～2時間を割り、医薬品の仕組みからセルフメディケーション（自身の健康を自身で手当てすること）、薬局と薬店の違いなどを教育するものです。

文部科学省の新学習指導要領に「くすり教育」が追加された背景には、厚生労働省の改正薬事法施行があります。同法によってコンビニエンスストアなどでも医薬品販売が可能となりましたが、便利になった半面、医薬品が手軽に入手できるようになりました。そのため、義務教育の段階から医薬品に対する教育を行おうというのが、「くすり教育」の目的です。すでに小学校、中学校、高校で各校の判断によって学習に組み込んでよいことになっており、愛知県内の一部の中学校では全国に先駆けて「くすり教育」を実施しているところもありますが、中学校では2012年度、高校では2013年度から全面実施になります。1～2時間のわずかな時間でどこまで生徒の理解が深められるかは疑問も残りますが、実施した学校の生徒たちからは「なぜコップ1杯の水で飲むのか」、「なぜ水以外で飲んではいけないのかが分かった」など、薬に対する意識が変わったとする声がよく聞かれます。

今まで各学校において「薬物乱用防止教育」は行われてきましたがこうした一般の医薬品を対象とした「薬育」については実施されたことがありませんでした。が、薬事法が改正され、今まで以上に簡単に、一部の地域のコンビニエンスストアや薬局、インターネットなどで子どもたちを含む一般の方々が薬を簡単に買えるようになっていく時代の背景があり、受験生の眠気覚ましや健康食品、ダイエットサプリの使用等も社会問題化してきています。さらに、「セルフメディケーション」の広まりもあり、薬には「主作用」や「副作用」があり、飲む回数や時間が決まっていることなど、基本的な知識を知らない子ども達が多く、こうした子どもが安易に薬を飲みはじめたら大変なことになります。自分の体内に取り込むものについて、もっと注意深く、興味を持って欲しいとも

思います。ですから、薬のしくみや用法・用量を解説することで「なぜ」ルールを守らなければいけないのか、その理由をきちんと理解してもらうのが「くすり教育」ねらいです。

また、日本は「くすり教育」をしてこなかったこともあって、大人の薬に対する意識が低く、本来なら、お父さん、お母さんが家庭で教えてあげべきことがらでもあります。薬に対する知識や関心をなるべく小さな頃から育てることは、将来、医療費を削減していかななくてはならない日本では大切なことですし、「くすり教育」をする意義や重要性であるともいえます。

今回の中学校で義務教育となるくすり教育の内容は、新学習指導要領の「解説」において、「医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする」こととなっています。実際の授業において医薬品の専門家でない授業担当教諭のみでは難しい面もあると思われることから、教育の専門家である保健体育の先生や保健の先生（養護教諭）と、薬の専門家である学校薬剤師がチームを組んで教える、チームティーチングが適当ではないかと考えます。学校薬剤師は、小中高では必ず各学校にいますので実現可能な方式で、正しい知識を分かりやすく子どもたちに伝えることが出来ると考えます。

また、授業を行う先生（保健体育だけでなく社会科でも薬害についての指導が今後必要になります）向けの研修会等でも役に立てると考えます。

是非、学校薬剤師を活用いただいて学校においての「くすり教育」の充実をはかっていただきたいと考えますのでよろしく御高配・ご配慮のほどお願いいたします。

.....

## <くすり教育 Q&A>

Q1. 「くすり教育」って何ですか？

A: 一般の医薬品を対象としたもので、幼いうちから薬の正しい知識や使い方について知ってもらい、いざ病気やケガをしたときの備えとなるような教育です。今回、中学校で義務教育となるくすり教育の内容は、新学習指導要領の「解説」において、「医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする」こととなっています。

保護者や家庭にもぐっと身近なものでもあり一緒に考えていただきたい教育です。

Q2. 「くすり教育」はいつから、何学年を対象にはじまりますか？

A：対象は中学校3年生です。

すでに小学校、中学校、高校で各校の判断によって学習に組み込んでよいことになっており、中学校では2012年度、高校では2013年度から全面実施になります。

Q3. いま、なぜ「くすり教育」なのですか？

A：薬事法が改正され、今まで以上に簡単に、一部の地域のコンビニエンスストアや薬局、インターネットなどで子どもたちを含む一般の方々が薬を簡単に買えるようになっていく時代が背景にあるからです。

受験生の眠気覚ましや健康食品、ダイエットサプリなどの使用問題。また、「セルフメディケーション」のひろまりもあります。ところが、薬には「主作用」や「副作用」があり、飲む回数や時間が決まっていることなど、基本的な知識を知らない子ども達が多いことから、子どもが安易に薬を飲みはじめたらたいへんなことにもなりかねません。自分の体内に取り込むものについて、もっと注意深く、興味を持って欲しいと思います。こうしたことから薬のしくみや用法・用量を解説することで「なぜ」ルールを守らなければいけないのか、その理由をきちんと理解してもらおうのがねらいです。

Q4. 授業の内容は？

A：薬の知識の前に、人間には「自然治癒力」が備わっていることから教えるとよいと考えます。具体的に授業をする際には「すり傷が薬なしで自然に治ったことのある人はいる？」などの問いかけをします。

基本は、人間の体に備わった健全な治癒力があって、薬はあくまでその力を助けることが目的であることを、きちんと子どもたちに理解してもらうことです。

さらに、授業例付きのパワーポイント資料（作成済み）、リーフレット（HPよりダウンロード可）等を使ったり、カプセルや本当の薬を使った実験のデモンストラーションをしたりします。みんなで体感しながら、薬とは何かを学んでいくのが理想と考えます。

Q5. 子ども達に学んでほしいポイントは？

A：小学生には以下の「くすりを飲むときの7つの約束」を

- 1.毎日決まった時間にくすりを飲みます。
- 2.くすりをのむ量を守ります。
- 3.病気がなおったと思っても決められた日までくすりをのみつづけます。
- 4.ほかの人からくすりをもらってのんだりしません。
- 5.ほかの人に自分のくすりをあげたりしません。

6.前の病気の時にもらったくすりは使いません。

7.くすりはいつもきちんと整理しておきます。

中学生では薬に付いている「添付文書」や説明書を理解することを考えてみてほしい。

Q6. 栄養剤や眠気覚ましを飲む受験生がいたり、サプリでダイエットする子どもは？

A: 安易に薬に頼るよりも、栄養のある食事をとって、十分な睡眠をとっていきえすれば、体調も脳の働きもよくなるはずです。また、サプリメントを使っていると薬の効果が強くなったり弱くなったりすることがあることを知ってほしい。

Q7. むずかしいのでは？

A: 「食育」ができれば「薬育」もできるはず。まず、「薬はコップ一杯の水で飲むのが基本」とか「友だちから風邪薬をもらっちゃダメ」など、生活に密着したことから学びます。工夫次第で小学校低学年からでも授業できます。